

令和6年度

津山市雇用対策協定に基づく

事業計画

津 山 市
岡 山 労 働 局

目 次

第1	趣旨	1
第2	令和6年度の主な雇用施策	2
1	連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進	2
	(1) 市と労働局との連携窓口等	
	(2) 雇用労働施策関連情報の提供等	
	(3) 協定に基づく雇用対策の推進	
2	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善の推進	2
	(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援	
	(2) 最低賃金制度の適切な運営及び同一労働同一賃金の徹底	
	(3) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援	
	(4) 非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援	
3	仕事と育児・介護の両立支援	3
	(1) 育児・介護休業法の周知	
	(2) 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援	
	(3) 仕事と介護の両立ができる職場環境整備	
4	リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進	4
	(1) リ・スキリングによる能力向上の支援	
	(2) 成長分野等への労働移動の円滑化	
	(3) 中小企業等に対する人材確保の支援	

5	多様な人材の活躍促進に向けた取組	6
(1)	若者への就職支援	
(2)	女性活躍の促進	
(3)	高年齢者の就職支援	
(4)	障害者の就職支援	
(5)	生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援	
(6)	外国人に対する支援	
(7)	就職氷河期世代等に対する支援	
6	I J Uターン就職の支援	9
(1)	移住・定住支援事業の推進	
(2)	津山圏域無料職業紹介センターとの連携	
第3	本計画に基づく取組に関する数値目標	11

第1 趣旨

津山市（以下「市」という。）と厚生労働省岡山労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、令和4年7月11日「津山市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び津山公共職業安定所（以下「ハローワーク津山」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導、その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「津山市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。

また、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 令和6年度の主な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業経済部、労働局においては職業安定部職業安定課を雇用施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

(2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、人材確保対策や労働者の処遇改善、雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの積極的活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。また、ハローワーク津山は、市に対して雇用労働施策の情報を提供するほか、市内の事業所や経済団体、求職者に対し、所内窓口や事業所訪問等の機会を活用した積極的な周知及び、SNSを活用した情報発信に取り組む。

市は、雇用労働施策の周知等について、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすく市民への情報提供に取り組む。

(3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク津山は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、津山市雇用対策協定運営協議会を設置し、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

2 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善の推進

生産性向上に取り組む中小・小規模事業者等に対し、きめ細やかな支援を行い、賃上げしやすい環境整備に取り組む。

あわせて、非正規雇用労働者を含めた、誰もが主体的にスキルアップに取り組むための環境整備を進めていく。

(1) 最低賃金・賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 業務改善助成金の活用促進、岡山県の賃金水準、企業の好事例の情報提供などにより、賃金引上げを支援する。

【津山市が実施する業務】

- ① 企業の最低賃金・賃金の引上げに関する取組や情報について、市の広報誌、ホームページ等の広報媒体を用いて周知を図る。

(2) 最低賃金制度の適切な運営及び同一労働同一賃金の徹底

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 使用者団体・労働者団体の協力を得て、最低賃金額及び同一労働同一賃金に係る法制度や支援策の周知を行う。

【津山市が実施する業務】

- ① 最低賃金額及び同一労働同一賃金に係る法制度や支援策について、市の広報誌、ホームページ等の広報媒体を用いて周知を図る。

(3) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① キャリアアップ助成金の新設した「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨を行い、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化に取り組む事業主の支援を図る。

(4) 非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、スキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、求職者支援制度の活用を推進する。

3 仕事と育児・介護の両立支援の取組

少子高齢化が急速に進展する中で、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の履行確保等により、仕事と育児・介護の両立支援を促進する。

(1) 育児・介護休業法の周知及び就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 常時雇用する労働者数 1,000 人超企業を対象とした男性の育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、育児・介護休業法に

基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知啓発を図る。

また、「トライくるみん」、「くるみん」及び「プラチナくるみん」（くるみんプラス認定制度含む）の認定基準について広く周知を行い、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

- ② 「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげる。

また、事業主に対し、「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」等による男性の育児休業取得の取組事例の紹介や育児・介護休業等の説明を行うとともに、両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。

- ③ 介護休業制度等の周知を十分に行い、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図る。
- ④ ハローワーク津山に設置するマザーズコーナーにおいて、子育てをしながら就職を希望する女性等に対し、個々のニーズに応じた求人の確保やオンラインサービスの提供を行うなど、きめ細やかな就職支援を実施する。
- ⑤ 令和7年4月以降順次施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法について、あらゆる機会を通じて周知を行う。

【津山市が実施する業務】

- ① ワーク・ライフ・バランス推進のための企業向け、個人向けセミナーを開催する。
- ② ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む企業を「津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、その取組事例を広く紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進を応援する。
- ③ 仕事と生活の両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランス実現への取組や女性が十分に能力を発揮できる環境づくりのため、アドバイザーを派遣して、体制づくりの支援を行う。

4 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

産業構造の変化の加速化が見込まれる中、企業向け及び個人向け支援策の両方の周

知・活用を図り、リ・スキリングを含め、労使協働による職場における学び・学び直しの取組を広めていく。

(1) リ・スキリングによる能力向上の支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付の申請が電子申請により可能であることを周知するなど受講しやすい環境の整備を図る。
- ② 岡山県立北部高等技術専門校と連携し、職業訓練制度の活用による求職者のスキルアップを図り、再就職の促進を行う。
また、デジタル分野に係る公的職業訓練受講者について、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。
- ③ 労働者の主体的な学び直し支援のため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」について、積極的な活用勧奨を図る。
- ④ 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主の支援を実施する。

【津山市が実施する業務】

- ① 津山まちなかカレッジにおいて研修等を開催し、受講者の就業促進やスキルアップを図る。
- ② 創業希望者等を対象にした創業塾や経営者・経営中核人材を対象にした産業塾のほか、技術者を対象にした生産性向上に資する研修等を開催する。
- ③ 市独自のロボットコンテストを開催し、主に若年層のものづくり意欲の喚起を図る。

(2) 成長分野等への労働移動の円滑化

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）について、事業主への制度内容の周知を積極的に行い、就職困難者を対象とした成長分野への労働移動や賃上げを促進する。
- ② 「j o b t a g」及び「しょくばらば」の積極的な周知を行うことにより、職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化を図る。

また、オンラインによる職業相談、職業紹介等を積極的に実施するとともにS

NSやホームページ等による情報発信により、ハローワークの利便性向上を図る。

(3) 中小企業等に対する人材確保の支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① ハローワーク津山に設置する人材サービスコーナーにおいて、人手不足が著しい医療福祉分野をはじめ建設・運輸・警備業の事業所に対し、人材確保と定着を支援するため、面接会の開催や事業所見学の実施、求人充足に向けた求人内容の充実化、応募条件緩和などの助言により重点的なマッチング支援を実施する。

【津山市が実施する業務】

- ① 保育士の確保と定着を図るため、美作大学と連携し、潜在保育士の復職支援や、資格の有無に関わらず保育に興味がある方の就職支援を行うため、就職支援セミナーを実施する。
- ② 県や津山市保育協議会とも連携し、就職に向けての相談や園とのマッチングを行う広域エリアでの就職相談会を実施する。
- ③ 若手運転手の確保と女性雇用機会の拡大を目的に、津山圏域において事業者の負担で運転手の第二種免許を取得した場合、その経費の一部を補助する。女性運転手の場合、補助率・助成上限額をともに引上げることで利用促進を図る。

5 多様な人材の活躍促進に向けた取組

少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するため、多様な人材がその能力を最大限生かして働けるよう、個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境整備を進める。

(1) 若者への就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 合同企業説明会や岡山県北就活フェアを開催し、地域の学生や若者等と地域企業とのマッチングを図る。
- ② 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度（ユースエール認定制度）の周知広報に努める。

【津山市が実施する業務】

- ① 高校生や大学生等を対象とした企業説明会や企業見学バスツアーを開催し、地域企業についての認識を深める機会を創出する。
- ② 市内高校生のキャリア教育を推進するために、市内企業が支援可能な講師の派

遣や出前授業などを取りまとめ、高校に提供・仲介を行うキャリア教育支援バンク事業を実施する。

(2) 女性活躍の促進

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 女性活躍推進の取組が優良な企業には、「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定制度の周知を行い、申請に向けた働きかけを行う。

【津山市と岡山労働局が共同で実施する業務】

- ① 女性活躍社会の実現に向け、意識の醸成を図るため、セミナーを開催する。

(3) 高齢者の就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 65歳以上の再就職支援を重点的に取り組むため、ハローワーク津山に設置した「生涯現役支援窓口」において、高齢求職者に対するチーム支援による効果的なマッチングを行うとともに、個別求人開拓を実施する。

【津山市が実施する業務】

- ① 津山市シルバー人材センターが実施する就業先の開拓やシニア人材のマッチングについて、市の媒体を活用して周知するとともに、センター全体への支援を行い、高齢者の就労を促進する。

【津山市と岡山労働局が共同で実施する業務】

- ② 地域の高齢化に対応するため、シニア向けの面接会を開催する。

(4) 障害者の就職支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 就労意欲の高い障害者と法定雇用率達成に向けて取り組む企業等とのマッチングの機会として、障害者就職面接会を開催する。
- ② 障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小企業を認定するもにす制度の周知広報に努める。

また、法定雇用率の引き上げにより、新たに雇用義務が生じる 37.5 人以上 43.5 人未満規模の企業へ早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進する。

【津山市が実施する業務】

- ① 就職面接会の周知広報や、就労意欲の高い障害者が特性に応じた職に就ける

ように津山障害者就業・生活支援センターや岡山障害者職業センター等の関係機関と連携して、求人・求職ニーズのマッチングや福祉施設から一般就労への移行、就労定着を支援する。

(5) 生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援

【岡山労働局が実施する業務】

① 生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく就労支援

市が支援計画を作成した早期就労が見込まれる要支援者について、情報の共有化を図り、各支援対象者の適性に応じた職業紹介・あっせんを実施し、就労支援の強化を図る。

② すまい・生活・しごと総合サポート（HWワンストップ窓口）での就労支援

生保事業に基づいた就労支援や、住居・生活等に関する相談等支援に加え、職業訓練等の活用も含め、生活に困窮する者の安定就労の実現に向けた総合的な支援をより積極的に行う。

【津山市が実施する業務】

① 津山市自立相談支援センターによる自立支援

生活困窮者を支援対象者として、アセスメントに基づき各個人の状況や目標に応じたプランを策定したうえで、ハローワークの特定相談窓口（生活保護受給者等就労自立促進事業）等と連携した就労支援を行う。

② 母子・父子自立支援員による自立支援

就労を希望する「ひとり親」に対して、本人の希望や過去の就労経験、配慮すべき事項等を考慮した「自立支援プログラム」を作成し、ハローワークと連携を図りながら就労支援を行う。

(6) 外国人に対する支援

【岡山労働局が実施する業務】

① 外国人労働者にかかる適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認・改善のための助言、援助を行う。

【津山市が実施する業務】

① 日本語の習得により、就労をはじめ日常生活が円滑に送れるようになることを目指し、津山市及びその周辺地域に住む外国人のための日本語教室を開催する。

また、講師不足に対応するため養成講座を実施する。

- ② 留学生を対象とした企業見学バスツアーや合同企業説明会を実施し、地域企業についての認識を深める機会を創出する。

(7) 就職氷河期世代等に対する支援

【岡山労働局が実施する業務】

- ① 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者に対して、一人ひとりの課題に応じて、正社員化実現に向けたきめ細かな就職支援を実施する。

【津山市が実施する業務】

- ① ニートやひきこもりなどの、就労にあたって課題を有する無業者に対して関係機関と連携しながら、社会的自立に向けた継続的な支援を実施する。
- ② 生活困窮者の自立支援を行う中で就職氷河期世代の支援対象者がいた場合は、労働局及び関係機関等と連携して各種制度の情報提供を図り、就労支援を実施する。

6 I J Uターンの就職の支援

I J Uターン希望者を対象とする移住相談会など実施し、津山市への人の環流促進を図る。

(1) 移住・定住支援事業の推進

【岡山労働局が実施する業務】

- ① I J Uターン就職希望者に対し、企業説明会や就職面接会などの情報を提供するとともに、オンライン相談、オンラインハローワーク紹介を含む就職支援を実施する。
- ② 市が実施する各種イベントや相談会に積極的に関与し、ハローワーク窓口等において周知・広報を実施する。

【津山市が実施する業務】

- ① 移住相談会や移住体験ツアー等を開催し、I J Uターン希望者に対して、津山市の産業や地域企業等の紹介、行政サービスや移住支援制度等の情報提供を行う。

(2) 津山圏域無料職業紹介センターとの連携

【岡山労働局が実施する業務】

- ① センターの周知を積極的に行うとともに、情報共有等の連携を図る。

【津山市が実施する業務】

- ① 移住相談会において、就職相談ブースを設けるなど、I J Uターン希望者の

支援を行う。

- ② I J Uターン希望者に対してセンターの周知を行うとともに、津山圏域内企業の面接を受ける場合の交通費助成制度を案内する。

第3 本計画に基づく取組に関する数値目標

本計画に基づき、津山市及び岡山労働局が取り組む雇用施策について、数値目標を設定する。

- ハローワーク津山に登録された津山市に在住する求職者の就職件数 1,518 件（令和6年度）
- 市及び労働局において共催する面接会、企業説明会の参加者数 50 人／回（令和6年度）
- 津山市内企業の「えるぼし」認定事業所数 1 社以上（令和6年度）
- 津山市内企業の「くるみん」認定事業所数 1 社以上（令和6年度）
- ハローワーク津山「マザーズコーナー」利用者の就職率 95.9%以上（令和6年度）
- 職業訓練修了3か月後における就職件数 103 件以上（令和6年度）
- 「生涯現役支援窓口」における65歳以上求職者の就職件数 102 件以上（令和6年度）
- 障害者就職面接会開催件数 1 回以上（令和6年度）
- 津山市在住の障害者就職件数 113 件以上（令和6年度）
- 津山市在住の生活保護受給者等の就職率 68.1%以上（令和6年度）
- 外国人雇用企業に対する雇用管理指導件数 20 事業所（令和6年度）
- 就職氷河期世代求職者の正社員就職件数 176 件以上（令和6年度）
- 人材不足分野における就職件数 670 件以上（令和6年度）
- 地域産業人材育成プログラムを活用した地域内企業への人材供給
27 人／年（平成30年度）⇒70 人／年（令和6年度）
- 津山まちなかカレッジ研修開催件数
5年累計：750 件（令和2年度～令和6年度）

- ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー数：10回
対象年度：令和5年度～令和9年度
- ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業所数：96社
対象年度：令和5年度～令和9年度
- ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣：90回
対象年度：令和5年度～令和9年度
- 福祉施設から一般就労する人数：4人以上（令和6年度）
- 就労定着支援利用者：5人（令和6年度）
- 保育士就職支援セミナー開催回数：2回以上（令和6年度）